

# 兵庫県公報

令和2年5月15日 金曜日 第106号

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

告 示	ページ
○ 包括外部監査契約の締結について（財政課）	1
○ 土地改良区役員の退任及び就任の届出（農地整備課）	1
○ 土地改良区の定款の変更認可（同）	2
○ 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置許可申請の概要（水大気課）	3
○ 土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定（同）	4
○ 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づく住宅確保要配慮者 居住支援法人の指定（住宅政策課）	4
○ 道路の位置指定（但馬県民局）	4
<b>選挙管理委員会告示</b>	
○ 平成7年兵庫県選挙管理委員会告示第73号（市町の選挙管理委員会が指定する個人演説会、 政党演説会及び政党等演説会を開催することができる施設の指定）の一部改正	5
<b>正 誤</b>	
○ 令和2年4月24日付け兵庫県公報第102号中	5

## 告 示

### 兵庫県告示第566号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の36第1項の規定により、次のとおり包括外部監査契約を締結した。

令和2年5月15日

兵庫県知事 井戸敏三

#### 1 契約の相手方の氏名及び住所

- (1) 氏名 高橋 潔 弘
- (2) 住所 神戸市北区広陵町3丁目163番地の2

#### 2 契約の期間の始期

令和2年4月1日

#### 3 監査に要する費用の額の算定方法

金12,000,000円（消費税額及び地方消費税額を含む。）を限度として、契約に定める基本費用の額並びに契約で定めるところにより算定した執務費用及び実費の額を合算した額

#### 4 監査に要する費用の支払方法

監査の結果に関する報告書提出後支払い

~~~~~

### 兵庫県告示第567号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

令和2年5月15日

兵庫県知事 井戸敏三

### 国衛土地改良区

#### 退任役員

| 役員の区分 | 氏 名     | 住 所             |
|-------|---------|-----------------|
| 理 事   | 赤 穂 秀 樹 | 南あわじ市神代国衛1231番地 |
| 同     | 賀 集 昭 雄 | 同 市神代国衛1114番地1  |

|     |         |   |               |
|-----|---------|---|---------------|
| 同   | 前 川 隆 彦 | 同 | 市神代国衙1222番地   |
| 同   | 吉 川 満 広 | 同 | 市神代国衙1632番地 1 |
| 同   | 藤 井 照 久 | 同 | 市神代国衙598番地    |
| 同   | 上 田 明 宏 | 同 | 市神代国衙464番地    |
| 同   | 鳥 井 友 保 | 同 | 市神代国衙620番地    |
| 同   | 藤 原 基 延 | 同 | 市神代国衙880番地    |
| 同   | 奥 野 宗 男 | 同 | 市神代国衙688番地    |
| 同   | 白 川 博 一 | 同 | 市神代国衙877番地    |
| 同   | 別 所 敬 二 | 同 | 市志知中島662番地    |
| 同   | 村 上 佳 弘 | 同 | 市志知中島437番地 2  |
| 同   | 上 川 亮 三 | 同 | 市志知中島932番地    |
| 同   | 田 中 利 明 | 同 | 市賀集立川瀬984番地 1 |
| 同   | 村 上 幸 利 | 同 | 市賀集立川瀬1009番地  |
| 同   | 田 中 義 章 | 同 | 市賀集立川瀬856番地   |
| 同   | 林 久 史   | 同 | 市賀集立川瀬969番地   |
| 同   | 南 貫 博 裕 | 同 | 市賀集立川瀬850番地   |
| 監 事 | 田 中 敏 裕 | 同 | 市賀集立川瀬971番地   |
| 同   | 白 川 彰 洋 | 同 | 市神代国衙679番地    |
| 同   | 国 中 孝 繁 | 同 | 市神代国衙1263番地 1 |

就任役員

役員の区分

理 事

|     | 氏 名     | 住 所             |
|-----|---------|-----------------|
| 同   | 赤 穂 秀 樹 | 南あわじ市神代国衙1231番地 |
| 同   | 賀 集 昭 雄 | 市神代国衙1114番地 1   |
| 同   | 前 川 隆 彦 | 市神代国衙1222番地     |
| 同   | 吉 川 満 広 | 市神代国衙1632番地 1   |
| 同   | 藤 井 照 久 | 市神代国衙598番地      |
| 同   | 上 田 明 宏 | 市神代国衙464番地      |
| 同   | 鳥 井 友 保 | 市神代国衙620番地      |
| 同   | 藤 原 基 延 | 市神代国衙880番地      |
| 同   | 奥 野 宗 男 | 市神代国衙688番地      |
| 同   | 白 川 博 一 | 市神代国衙877番地      |
| 同   | 別 所 敬 二 | 市志知中島662番地      |
| 同   | 村 上 佳 弘 | 市志知中島437番地 2    |
| 同   | 上 川 亮 三 | 市志知中島932番地      |
| 同   | 田 中 利 明 | 市賀集立川瀬984番地 1   |
| 同   | 村 上 幸 利 | 市賀集立川瀬1009番地    |
| 同   | 田 中 義 章 | 市賀集立川瀬856番地     |
| 同   | 林 久 史   | 市賀集立川瀬969番地     |
| 同   | 南 貫 博 裕 | 市賀集立川瀬850番地     |
| 監 事 | 田 中 敏 裕 | 市賀集立川瀬971番地     |
| 同   | 白 川 彰 洋 | 市神代国衙679番地      |
| 同   | 国 中 孝 繁 | 市神代国衙1263番地 1   |
| 同   | 藤 本 一 男 | 市神代国衙676番地      |

兵庫県告示第568号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。  
令和2年5月15日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

|           |           |
|-----------|-----------|
| 土地改良区の名称  | 認可年月日     |
| 国衙土地改良区   | 令和2年4月24日 |
| 片田土地改良区   | 同         |
| 南淡南部土地改良区 | 同         |



**兵庫県告示第569号**

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定により許可申請があった特定施設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和2年5月15日

兵庫県知事 井戸敏三

1 申請の概要

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名  
 富士フィルム和光純薬株式会社 播磨工場  
 赤穂市折方1543番地  
 工場長 柏木 健
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地  
 富士フィルム和光純薬株式会社 播磨工場  
 赤穂市折方1543番地
- (3) 特定施設に関する事項

|                                        |                      |                   |                   |        |          |
|----------------------------------------|----------------------|-------------------|-------------------|--------|----------|
| 種                                      | 類                    | 46号イ 水洗施設 (No. 1) | 46号イ 水洗施設 (No. 2) |        |          |
| 能                                      | 力                    | 3000 L            | 同 左               |        |          |
| 工 事 着 手 予 定 年 月 日                      |                      | 許可後               | 同 左               |        |          |
| 工 事 完 成 予 定 年 月 日                      |                      | 着手後1日             | 同 左               |        |          |
| 使 用 開 始 予 定 年 月 日                      |                      | 完成後               | 同 左               |        |          |
| 使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間                    |                      | 8時～翌1時 17時間       | 同 左               |        |          |
| 使用時間の季節的変動の概要                          |                      | なし                | 同 左               |        |          |
| 使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値 | 区 分                  | 通常                | 最大                | 通常     | 最大       |
|                                        | 水素イオン濃度 (水素指数)       | 6～8               | 6～8               | 6～8    | 6～8      |
|                                        | 生物化学的酸素要求量 (単位 mg/L) | —                 | —                 | —      | —        |
|                                        | 化学的酸素要求量 (単位 mg/L)   | 100,000           | 100,000以上         | 10,000 | 10,000以上 |
|                                        | 浮遊物質 量 (単位 mg/L)     | —                 | —                 | —      | —        |
|                                        | 窒素含有量 (単位 mg/L)      | —                 | —                 | —      | —        |

|                                                  |                   |   |   |     |     |
|--------------------------------------------------|-------------------|---|---|-----|-----|
|                                                  | 燐含有量<br>(単位 mg/L) | — | — | —   | —   |
| 使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量 (単位 m <sup>3</sup> /日) |                   | 1 | 1 | 1.1 | 1.1 |

備考 汚水等は外部委託処理するため、排出水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に増減はない。

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 令和2年5月15日から同年6月5日まで
- (2) 場所 兵庫県農政環境部環境管理局水大気課及び赤穂市市民部環境課



兵庫県告示第570号

土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、形質変更時要届出区域を次のとおり指定する。

令和2年5月15日

兵庫県知事 井戸敏三

1 指定する区域

高砂市曾根町字新開2928番地の一部

2 特定有害物質の名称

砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物並びに鉛及びその化合物



兵庫県告示第571号

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第40条の規定により、支援法人を次のとおり指定した。

令和2年5月15日

兵庫県知事 井戸敏三

住宅確保要配慮者居住支援法人

| 名称                         | 住所               | 事務所の所在地          | 指定年月日     |
|----------------------------|------------------|------------------|-----------|
| 特定非営利活動法人<br>神戸西助け合いネットワーク | 神戸市須磨区西落合2丁目1番6号 | 神戸市須磨区西落合2丁目1番6号 | 令和2年4月22日 |



兵庫県告示第572号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。その関係図書は、但馬県民局豊岡土木事務所まちづくり建築第1課において縦覧に供する。

令和2年5月15日

兵庫県知事 井戸敏三

| 指定番号              | 指定年月日<br>(令和年月日) | 位置                                            | 幅員<br>(メートル) | 延長<br>(メートル) |
|-------------------|------------------|-----------------------------------------------|--------------|--------------|
| 第R01但馬位置<br>0007号 | 2.4.27           | 豊岡市九日市上町字宮ノ下479番5の一部、<br>484番13、485番の一部、里道の一部 | 5.00         | 25.17        |

選挙管理委員会告示

**兵庫県選挙管理委員会告示第21号**

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定により、市町の選挙管理委員会が指定する個人演説会、政党演説会及び政党等演説会を開催することができる施設について、取消しした旨の報告があったので、平成7年兵庫県選挙管理委員会告示第73号（市町の選挙管理委員会が指定する個人演説会、政党演説会及び政党等演説会を開催することができる施設の指定）の一部を次のように改正する。

令和2年5月15日

兵庫県選挙管理委員会  
委員長 石堂 則 本

表宍粟市の項中

「

|     |              |                |
|-----|--------------|----------------|
| 宍粟市 | 土万基幹集落センター   | 宍粟市山崎町土万813    |
|     | 神野コミュニティセンター | 宍粟市山崎町田井153    |
|     | 城下ふれあいセンター   | 宍粟市山崎町千本屋269—3 |
|     | 宍粟防災センター     | 宍粟市山崎町鹿沢65—3   |
|     | 生涯学習センター学遊館  | 宍粟市山崎町東下野18    |
|     | 山崎ふれあいセンター   | 宍粟市山崎町庄能211—1  |
|     | センター染河内      | 宍粟市一宮町能倉1059—1 |
|     | センター下三方      | 宍粟市一宮町生栖812—2  |
|     | センター三方       | 宍粟市一宮町三方町590   |
|     | センター繁盛       | 宍粟市一宮町上岸田86—2  |
|     | 市民センター波賀     | 宍粟市波賀町上野235    |
|     | センターちくさ      | 宍粟市千種町千草160    |
|     | センターいちのみや    | 宍粟市一宮町東市場387—9 |

」

を

「

|     |             |                |
|-----|-------------|----------------|
| 宍粟市 | 城下ふれあいセンター  | 宍粟市山崎町千本屋269—3 |
|     | 宍粟防災センター    | 宍粟市山崎町鹿沢65—3   |
|     | 生涯学習センター学遊館 | 宍粟市山崎町東下野18    |
|     | センター三方      | 宍粟市一宮町三方町590   |
|     | センター繁盛      | 宍粟市一宮町上岸田86—2  |
|     | 市民センター波賀    | 宍粟市波賀町上野235    |
|     | センターちくさ     | 宍粟市千種町千草160    |

」

に改める。

**正 誤**

○令和2年4月24日付け（兵庫県公報第102号）  
兵庫県告示第544号（道路の区域の変更及び供用開始）中

| (ページ) | (欄)   | (誤)    | (正)   |
|-------|-------|--------|-------|
| 5     | 表区間の欄 | 揖保川町真砂 | 揖保町真砂 |